

世田谷区公共施設等総合管理計画

一部改訂（第 2 期）

（令和 6 年度～令和 1 8 年度）

令和 7 年 5 月 2 9 日（木）世田谷区立八幡小学校
改築基本構想検討委員会用 抜粋版

令和 6 年 3 月

世 田 谷 区

(14) 学校教育施設

施設整備等の考
え方（更新時の方
針等）

【小学校、中学校】

① 改築、長寿命化、保全改修の基本的な考え方

- ・ 年3校改築を基本として計画的な施設更新を行う。 総合管理計画一部改訂（第2期）の計画期間の区分けに合わせ、前期、中期、後期それぞれの施設更新対象校を各期の初めに明らかにする。
- ・ 前期（令和6年度～9年度）については、各校の築年数を基本として、学習環境の確保や学校プールの共同利用、ハザードリスク、都市計画道路等の整備の観点も考慮し、各年度における施設更新に着手する学校を以下のとおりとする。

令和6年度～令和9年度において施設更新に着手する学校

年度	学校名
令和6年度	<u>八幡小学校</u> 、砧小学校、松沢中学校
令和7年度	深沢小学校、梅丘中学校、砧中学校
令和8年度	世田谷小学校、玉川小学校、駒沢中学校
令和9年度	烏山小学校、太子堂中学校、瀬田中学校

- ・ 計画難易度と施工難易度が高い場合に、設計施工一括発注等の活用を検討し、着実な施設更新を図る。
- ・ 同じ学校の各棟は（築年数が浅く更新を要さない棟を除き）同時に更新する「棟別全棟整備」を基本とする。
- ・ 長寿命化改修が可能なものについて、リノベーションにより築65年よりさらに30年程度使用する。
- ・ 将来に向けた機能の転用や、区民利用促進を見据えた設計により、柔軟性のある整備を行う。
- ・ 拠点となる仮設校舎の共同利用や仮設校舎を建設しない改築方法について検討を進め、工期短縮や経費抑制を図る。
- ・ 他の公共施設との合築による「複合化」を進めるとともに、施設の一部転用、既存施設を多用途の公共空間として共有化を図ることや、空き時間を別の機能として有効に活用する「多機能化」を徹底する。
- ・ 給食施設については、太子堂調理場の更新時期を捉えつつ、また、他校からの搬送の見直しを検討しつつ、改築や大規模改修の機会に自校調理化を進める。
- ・ これらの学校増改築、長寿命化、保全改修の基本的な考え方については、「世田谷区学校施設長寿命化計画」の改訂に反映する。

② 多様な教育活動の展開に対応するための施設の整備

学校の使用共通化が図れる部分は効率的に整備を進めるとともに、各学校で魅力ある学校づくりを進めるための、各学校や地域の特色を生かした、新たな学びの創出の取組みに対応可能な施設の整備について検討を進める。

③ 学校プール整備の考え方

学校改築にあたり、拠点となる学校に簡易温水プールを整備し、複数の近隣校で利用することにより、猛暑への対応による安定的な授業の実施等につなげるプールの共同利用に取り組む。また、共同利用と併せ、敷地の有効活用や、民間プールや区民プールの活用についても検討する。なお、自校で継続してプール運営を行う学校については、遮熱対策及び暑熱対策を進める。

④ 地域コミュニティの核としての役割を担う施設の整備

学校と地域の連携を進めるとともに、運動場や体育館、音楽室や図書室等の地域利用が柔軟にできる施設、設備を整備する。

⑤ 災害発生時に備えた施設の整備

大規模な災害時に避難所となる学校施設に必要な防災倉庫やマンホールトイレ等の設置を継続する。また、発災直後の情報発信や情報収集に必要となる非常用電源の配備を継続するとともに、災害時に施設のうち1室は、体調不良者や要支援者の避難に対応出来るよう、室温調節が可能となる電源や設備を確保することを基本とし、各校の状況に応じた対応を行う。

⑥ 学校緑化と環境に配慮した施設の整備

学校敷地内のみどりを増やす取組みを継続するとともに、「世田谷区公共建築物 ZEB 指針」や策定予定の「(仮称) 公共施設省エネ・再エネ指針」に基づき、猛暑対策や環境負荷軽減に向けた施設整備を進める。

【幼稚園】

・「区立幼稚園等集約化等計画」に基づき、5地域に1箇所へ集約化するとともに、乳幼児期の教育・保育の質の向上に向けた連携の先導・推進や、機能充実、要配慮児・医療的ケア児の対応等の機能強化を図る。

【河口湖林間学園】

・老朽化の状況を踏まえ、施設及び移動教室事業のあり方の検討を進める。